

令和3年4月24日

保護者の皆様

大阪府立四條畷高等学校
校長 稲 葉 剛

緊急事態宣言下における府立学校の今後の教育活動について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、大阪府など4都府県に対して新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。これを受けて、昨日、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、「府立学校における今後の教育活動等の基本方針」が決定されましたので、お知らせします。

基本方針の内容は、通常形態での授業の継続や公式戦前を除く部活動の原則休止等をはじめ大幅な変更はありません。生徒たちには、引き続き我慢をお願いすることになりますが、感染症対策を徹底しながら「学びの保障」や「心のケア」を大切にして教育活動を継続していきます。

ご家庭におかれましても、毎朝の検温や体調のすぐれない時は自宅で休養する等、感染防止対策に引き続きご協力をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

基本方針について

- (1) 感染症対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態で教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動は実施しない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る不安から登校しない児童生徒等に対しては、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。同感染症への不安により登校しない場合は、欠席扱いとはしないこと。
- (4) 宿泊や府県間の移動を伴う教育活動は中止または延期とする。また、府内における校外での教育活動についても同様に中止または延期とする。
- (5) 校内での学校行事等のうち、体育祭等感染リスクの高い活動については、中止または延期とする。
また、期間中における保護者等を招いての行事等は原則禁止とする。
- (6) 部活動は原則休止とする。ただし、公式大会への出場等学校が必要と判断する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。
- (7) 児童生徒等に対して、不要不急の外出※1及び都道府県間の移動は自粛するよう呼びかけるとともに、下校時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底する。

※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外